

生活環境動植物の被害防止に係る農薬登録基準値（案）

今回基準値の設定等を行う生活環境動植物の被害防止に係る農薬登録基準値（案）は次のとおりです（農薬の登録制度及び当該農薬登録基準については参考１を参照）。

中央環境審議会水環境・土壌農薬部会農薬小委員会（第102回）での審議の結果、農薬取締法第４条第１項第６号から第９号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準（昭和46年３月農林省告示第346号。以下「告示」という。）第３号の規定に基づき、生活環境動植物の被害防止に係る農薬登録基準（令和２年３月環境省告示第31号）を以下のとおり新たに設定又は改正します。

なお、設定又は改正する基準値は、本告示の公布の日から適用します。

①水域の生活環境動植物関係

告示第３号イの環境大臣の定める基準（水域の生活環境動植物の被害防止の観点）として、表１左欄に掲げる農薬の成分の公共用水域における水域環境中予測濃度について、表１中央欄に掲げる基準値（案）を新たに設定又は改正します。

表１ 告示第３号イの環境大臣の定める基準関係

農薬の成分	基準値（案）	現行の基準値
３－[(イソプロピルスルホニル)メチル]－ <i>N</i> －(５－メチル－１，３，４－オキサジアゾール－２－イル)－５－(トリフルオロメチル)－[１，２，４]トリアゾロ[４，３－ <i>a</i>]ピリジン－８－カルボキシアミド（別名イプトリアゾピリド）	33 $\mu\text{g/l}$	－
アンモニウム＝ <i>N</i> －(ホスホノメチル)グリシナート（別名グリホサートアンモニウム塩）、イソプロピルアンモニウム＝ <i>N</i> －(ホスホノメチル)グリシナート（別名グリホサートイソプロピルアミン塩）、カリウム＝ <i>N</i> －(ホスホノメチル)グリシナート（別名グリホサートカリウム塩）及びナトリウム＝ <i>N</i> －(ホスホノメチル)グリシナート（別名グリホサートナトリウム塩）	<i>N</i> －(ホスホノメチル)グリシン（別名グリホサート）として 3,000 $\mu\text{g/l}$	<i>N</i> －(ホスホノメチル)グリシン（別名グリホサート）として6,200 $\mu\text{g/l}$

なお、「１，２，５，６－テトラヒドロピロロ[３，２，１－*i,j*]キノリン－４－オン（別名ピロキロン）」については、現行の基準値から変更はありません。

②陸域の生活環境動植物関係

・告示第３号ロの環境大臣の定める基準（陸域の生活環境動植物の被害防止の観点）のうち鳥類に係るものとして、表２左欄に掲げる農薬の成分の鳥類に係る予測ばく露量について、表２右欄に掲げる基準値（案）を新たに設定します。

表2 告示第3号口の環境大臣の定める基準（鳥類に係るもの）関係

農薬の成分	基準値（案）
3-[(イソプロピルスルホニル)メチル]-N-(5-メチル-1,3,4-オキサジアゾール-2-イル)-5-(トリフルオロメチル)-[1,2,4]トリアゾロ[4,3-a]ピリジン-8-カルボキシアミド（別名イプトリアゾピリド）	170mg/kg体重
アンモニウム=N-(ホスホノメチル)グリシナート（別名グリホサートアンモニウム塩）、イソプロピルアンモニウム=N-(ホスホノメチル)グリシナート（別名グリホサートイソプロピルアミン塩）、カリウム=N-(ホスホノメチル)グリシナート（別名グリホサートカリウム塩）及びナトリウム=N-(ホスホノメチル)グリシナート（別名グリホサートナトリウム塩）	N-(ホスホノメチル)グリシン（別名グリホサート）として130mg/kg体重
1,2,5,6-テトラヒドロピロロ[3,2,1-ij]キノリン-4-オン（別名ピロキロン）	83mg/kg体重

・告示第3号口の環境大臣の定める基準のうち野生ハナバチ類に係るものとして、表3左欄に掲げる農薬の成分のばく露経路ごとの野生ハナバチ類に係る予測ばく露量について、表3右欄に掲げる基準値（案）を新たに設定します。

表3 告示第3号口の環境大臣の定める基準（野生ハナバチ類に係るもの）関係

農薬の成分	基準値（案）			
	成虫の接触ばく露に関するもの	成虫の単回経口ばく露に関するもの	成虫の反復経口ばく露に関するもの	幼虫の経口ばく露に関するもの
3-[(イソプロピルスルホニル)メチル]-N-(5-メチル-1,3,4-オキサジアゾール-2-イル)-5-(トリフルオロメチル)-[1,2,4]トリアゾロ[4,3-a]ピリジン-8-カルボキシアミド（別名イプトリアゾピリド）	3.9μg/bee	0.59μg/bee	—	0.60μg/bee

なお、「グリホサートアンモニウム塩、グリホサートイソプロピルアミン塩、グリホサートカリウム塩及びグリホサートナトリウム塩」及び「ピロキロン」については、作用機作及び成虫単回接触毒性試験等の結果から1巡目の再評価では基準値を設定しません。